

令和2年度

第6回定例農業委員会会議録

令和2年9月18日 開催

令和2年9月18日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和2年度 第6回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第12号

令和2年度 第6回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和2年 9月18日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和2年9月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和2年9月18日 午前9時00分

閉会 令和2年9月18日 午前10時05分 (会期1日)

第1日目(9月18日) 出席委員 16名

1番	中添 文彦	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一
		16番	笹川 武義
		10番	谷本 利信
4番	渡辺 玲子	17番	滝川 廣男
		11番	藤滝 健造
		18番	三好 光春
		12番	本井 伸一
		19番	福家 功
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子
7番	松本 文男	14番	三好 満

農地利用最適化推進委員 1名参加

陶 福家 重夫

議事録署名委員

6番 川西 正廣 委員、 7番 松本 文男 委員

欠席

3番 森 健人 委員、 5番 井上 博司 委員  
8番 大野 翔平 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 2 年 9 月 18 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 農地法第 3 条買受適格者証明（農業委員会）について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 2 年 9 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 6 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、3 番 森 健人 委員、5 番 井上 博司 委員、8 番 大野 翔平 委員の 3 名です。よって、農業委員出席者は 16 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい

議長

本日の議事録署名人には、6 番 川西 正廣 委員、7 番 松本 文男 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

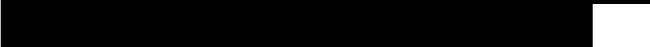
農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、4 件です。

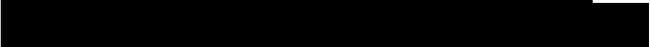
議案第 1 号-1

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 30 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢で、農業の廃止を考えていたところ、近所の譲受人との間で、規模拡大を目的に農地を購入することで意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は7,431㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業暦としては、50年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、耕運機1台、トラック1台、農舎60㎡程を所有しています。また、米の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、200m、徒歩で5分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 47万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に住み農地の管理に苦慮し農地を手放したいと考えていたところ、経営規模拡大を考えていた譲受人との間で、意向が合致し申請に至ったものです。農地の管理は、親戚にお願いして管理を行っています。

譲受人の経営面積は18,908㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。なお、[REDACTED]でも2,422㎡の経営農地があり、こちらにつきましては、[REDACTED]からの経営審査表で適正に維持管理されていることを確認しています。

また、取得後の営農計画としては、柿です。

譲受人の農作業暦としては、15年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター2台、耕運機1台、動噴2台、草刈り機2台、トラック1台を所有しています。また、柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1km、車で5分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 175万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、高齢で農地を手放したいと考えていたところ、経営規模拡大を考えていた譲受人との間で、意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営状況は、第2号案件と同様ですので割愛させていただきます。

取得後の営農計画としては、柿です。柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無い

ものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1 k m、車で5分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-4

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 無償贈与

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、経営移譲、経営継承を目的とした世帯内生前一括贈与です。

経営面積は6,716 m<sup>2</sup>で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、米・野菜です。

譲受人の農作業暦としては、15年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、を所有しています。また、米と野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、5.9 k m、車で10分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第2号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第2号「農地法第4条申請」についてです。今月は、2件あります。

#### 議案第2号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

転用目的： 宅地拡張

施設の概要： カーポート平屋建て 1棟 13.48 m<sup>2</sup>、物置平屋建て 1棟 5.33 m<sup>2</sup>

既存住宅及びカーポート平屋建て等 5棟 250.72 m<sup>2</sup> 合計面積：269.53 m<sup>2</sup>

併用地： [REDACTED]

土地利用률: 30.23% (≧30.00%)

申請事由: 農家住宅の拡張

説明: 【理由】平成16年7月頃に宅地が手狭となったことから、隣接する申請地に農業用の物置や農機具を保管するためのカーポートを設置し現在に至りましたが、農地法に基づく転用手続きが必要であったことに気づき、深く反省しており、今後、このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回、無断転用の是正申請により解消を図るものであります。

【資金】土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 0万円 合計: 0万円

【工事期間】平成16年7月20日~平成16年8月20日

【造成工事】本申請による新たな造成はありません。

【排水関係】雨水: 自然浸透 汚水: ありません。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

【他法令関係】該当なし。

#### 議案第2号-2

地図・図面:

申請者:

申請地:

農地区分: 2種農地

転用目的: 宅地の拡張(駐車場)

施設の概要: カーポート平屋建て 1棟 12.50㎡

既存住宅平屋建て等 4棟 475.34㎡ 合計: 487.84㎡

併用地:

土地利用률: 51.16% (≧30.00%)

申請事由: 農家住宅の拡張

説明: 【理由】平成8年12月頃に居住している宅地が手狭となり、駐車している車1台分のスペースしかなくなったことから、子どもが車を停めるための場所が不足することとなり、近隣に所有する申請地に車を停めるための駐車場を設置し現在に至りましたが、農地法に基づく転用手続きが必要であったことに気づき、深く反省しており、今後、このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回、無断転用の是正申請により解消を図るものであります。

【資金】土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 0万円 合計: 0万円

【工事期間】平成8年12月1日~平成8年12月30日

【造成工事】本申請による新たな造成はありません。

【排水関係】雨水: 一部は、自然浸透ですが、側溝より既設水路に放流。 汚水: なし

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】 該当なし。【隣接農地の同意】 該当なし。

【他法令関係】 該当なし。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第3号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第3号「農地法第5条申請」についてです。今月は、2件あります。

議案第3号-1

地図・図面：

権利： 所有権の移転

申請地：

農地区分： 2種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： 貸資材置場、貸露天駐車場

施設の概要： 碎石山積 30 m<sup>3</sup>、花崗土山積 30 m<sup>3</sup>、足場板 100 枚、バリケード 50 個、  
支柱 100 本等、露天駐車場 5 台分

申請事由： 貸資材置場、貸露天駐車場

説明：【理由】 現在、譲受人は、住宅の増改築や建替え・住宅リフォームなどを手広く行なっている法人の役員であり、今後、さらなる経営規模の拡大を図りたいと考え、資材置場や道具類の保管場所並びに業務用の駐車場が確保できる土地を探していたところ、法人の近隣に居住し、会社勤務のため農地の維持管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致したことから、今回、申請に及んだものであります。また、譲受人が、申請地の取得後には、これを法人に対し、使用貸借により貸し付けるものであります。

【資金計画】 土地代 450 万円 造成費 50 万円、建築費 0 万円 合計：500 万円

内訳：自己資金 500 万円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和2年11月10日～令和3年8月31日

【造成工事】 良質の花崗土をH=0.1mで全体に敷詰め、擁壁等の設置は行ないません。

【排水関係】 雨水：最終枡を設置し西側既設水路に放流。汚水：なし。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第3号-2

地図・図面：

権利： 所有権の移転

申請地： [REDACTED]  
農地区分： 2種農地  
譲渡人： [REDACTED]  
譲受人： [REDACTED]  
転用目的： 貸露天駐車場  
施設の概要： 業務用車両 2台分 25.00 m<sup>2</sup>  
併せ利用地： 業務用車両 3台分 20.84 m<sup>2</sup>、 居宅兼店舗 平屋建て 1棟 192.24 m<sup>2</sup>  
軽量鉄骨造スレートぶき（倉庫）平屋建て 1棟 47.39 m<sup>2</sup> 合計面積：285.47 m<sup>2</sup>  
併用地： [REDACTED]  
土地利用： 土地利用：69.21%（≧30.00%）

申請事由： 貸露天駐車場

説明：【理由】 譲受人は、食品を扱う法人の役員であり、さらなる経営規模の拡大を図りたいと考えるうえで、現在、業務用車両5台分を所有しておりますが、駐車場が会社の近隣では、3台分しか確保できないため、近隣で2台分の駐車場が確保できる土地を探していたところ、法人の近隣に居住し、会社勤務のため農地の維持管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致したことから、申請に及んだものです。なお、譲受人が、申請地の取得後に、法人に対し、使用貸借により貸し付けるものです。

【資金】 土地代 130万円 造成費 0万円、建築費 0万円 合計：130万円

【工事期間】 令和2年11月1日～令和2年11月30日

【造成工事】 整地のみ 【排水関係】 雨水：自然浸透 汚水：なし。

【取排水の同意】 該当なし。 【水利関係者の同意】 該当なし。

【隣接農地の同意】 該当なし。 【他法令関係】 該当ありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

権利種別、貸借権設定です。P.5～P.9をご覧ください。

契約件数： 6件 合計 10,642 m<sup>2</sup>

内訳 新規契約： 1～4番 4件 5,186 m<sup>2</sup>

更新契約： 5～6番 2件 5,456 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きますして、議案第 5 号「農地中間管理事業法第 19 条の 2」の申請です。なお、案件第 14 号に谷本委員に係る案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第 14 号案件について、説明します。P.15～P.16 をご覧ください。

議案第 5 号－14

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 40,419 m<sup>2</sup>

利用目的： 田（水稲・麦・野菜）

賃料： 年間 81,480 円（10 a 当り 14,000 円）

期間： R2.10.1～R12.9.30（10 年間）

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第 14 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。議案第 5 号案件第 14 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。谷本委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

それでは、改めて P.9 からご覧ください。先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数： 14 件 合計 54,863 m<sup>2</sup>

新規契約： 1 番～ 14 番 14 件（26 筆） 54,863 m<sup>2</sup>

また、貸付先としましては、1 番を [ ] へ、2 番を [ ] へ、3 番～13 番を [ ] へ貸し付けるものです。

新たな担い手の [ ] さんですが、[ ] に住所を置き、経営面積は、60,748 m<sup>2</sup>。[ ] で認定農業者となっています。作付け品目としましては、ニンジン、ブロッ

コリー、レタス、イモ類です。■■■■では、当面ブロッコリーを作付ける予定です。  
以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第6号農業経営改善計画の認定について説明します。今回は更新2件の申請です。

議案第6号-1（更新）

予定認定番号： 27-4-再1号

申請者： ■■■■

住所： ■■■■

生（設立）年月日： ■■■■

作目・部門名：（R7目標） 繁殖雌牛、飼料作物

農業経営等に関する目標：（R7目標）	繁殖雌牛	30頭	23頭	
	飼料作物	60.0 a	24,000 kg	（4,000 kg/10 a）

目標所得： 370万円

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和2年9月18日

予定認定期間： 令和2年11月27日～令和7年11月26日

説明： 5年前に目標としていた飼育頭数25頭を現状は27頭と目標を達成しています。これまで  
は、飼育頭数を確保するため子牛の出荷調整を行ってきましたが、今後は安定的な生産・出  
荷を目指します。

議案第6号-2（更新）

予定認定番号： 17-2-再3号

申請者： ■■■■

住所： ■■■■

生（設立）年月日： ■■■■

作目・部門名：（R7目標） 水稻、麦、ブロッコリー

農業経営等に関する目標：（R7目標）	水稻	220 a	9,240 kg	（420 kg/10 a）
	ブロッコリー	220 a	26,400 kg	（1,200 kg/10 a）
	麦	200.0 a	8,000 kg	（400 kg/10 a）

目標所得： 370万円

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和2年9月18日

予定認定期間： 令和2年11月25日～令和7年11月24日

説明： 昨年は生育被害に見舞われましたが、試行錯誤しながら経営されています。今後は、麦の作付面積を拡大し、ブロッコリーの面積を抑えていく計画で、安定的な経営を目指します。

以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

議案第 6 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について、事務局より説明を願ひます。

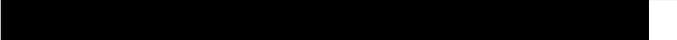
事務局

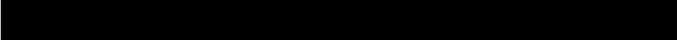
議案第 7 号-1

地 図： 

権利等： 証明願

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 高松地方裁判所民事部不動産執行係の行う入札(競売)に参加するため、農地法第 3 条の買受適格者証明願の申請を行うものです。申請者は、現在会社役員をされており、農業経験はありませんが、この入札をきっかけに農業経営を始めます。

申請人の農作業の従事日数予定は、200 日で、機械の所有状況については、軽トラック 1 台所有しています。作付け品目は、柿を予定しています。前所有者が柿の栽培を行っていたことから、そのまま引き継ぎます。状況を見て新植も行う予定です。柿の作付け計画であることから、周囲への影響は無いものと考えます。

落札後の予定としましては、草刈り機、防除機、動噴を各 1 台購入する予定で、営農指導及び出荷については、香川県農協(営農センター)と相談し営農する予定です。

落札した暁には、初年度は農地の下草刈りから始め、木の手入れや新植を行い、3 年～5 年後には収穫できるようにしていきたいと計画されています。

対象農地までの通作距離は、6.3km、車で 11 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。前所有者の住宅、納屋も同案件の競売物件であることから、住居、納屋も合わせて取得することになります。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、買受適格者証明を行っても問題ないと考えます。

また、落札後には、高松地方裁判所の落札証明等を受け、農地法 3 条の申請が即時提出されることとなります。その際には、当該競売買受適格証明の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、定例会の審議なく許可してよろしいか、あわせてご審議の程よろしくお願ひします。

議長

議案第 7 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号「農地法第18条（通知）」について、説明致します。今回は、9件あります。

報告1-1

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年8月18日

説明： 労働力不足による残存小作権の解約で離作補償はありません。

報告1-2

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年6月30日

説明： 耕作目的による利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-3

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年9月1日

説明： 耕作目的による利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-4

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年8月31日

説明： 羽床下地区基盤整備による利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-5

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年8月31日

説明： 羽床下地区基盤整備による利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-6

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年8月31日

説明： 羽床下地区基盤整備による利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-7

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年8月31日

説明： 羽床下地区基盤整備による利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-8

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年8月31日

説明： 羽床下地区基盤整備による利用権の解約で離作補償はありません。

報告1-9

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日： 令和2年8月31日

説明： 羽床下地区基盤整備による利用権の解約で離作補償はありません。

以上、9件の届出についての説明です。

議長

報告第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第6号議案のうち、第4号議案の案件第2号、第5号議案の案件第14号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第6回定例農業委員会を閉会致します。

午前 10時 5分

閉会